

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県教育委員会
福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則
- 福島県教育庁等服務規程の一部を改正する規則
- 教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十八号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「超過勤務等命令簿（第五号様式）」の下に「（電子計算機を利用して職員給与、旅費、服務、福利厚生等に係る事務の処理及び管理等を行う情報処理のシステムであつて教育長が指定したもの（以下「庶務システム」という。）を利用して行うことを教育長が指定する職員（以下「指定職員」という。）にあつては、庶務システムを利用すること）」を加える。

第二十二条中「出勤し、」を「出勤しなければならぬ。この場合において、勤怠管理システム（電子計算機を利用して県立学校教育職員の服務等に関する管理等を行う情報処理のシステムであつて教育長が指定したもの（以下同じ。）又は庶務システムを利用して行うことを教育長が指定する職員以外の職員（以下「特定職員」という。）にあつては、」に改める。

第二十三条第一項中「年次有給休暇届（第七号様式）」を「勤怠管理システム又は庶務システムに年次有給休暇の期間その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、年次有給休暇届（第七号様式）」に改め、同条第二項中「休暇（欠勤）願（第七号様式の三）」を「勤怠管理システム又は庶務システムに休暇の期間その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、休暇（欠勤）願（第七号様式の三）」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 規則第十三条第十三号の二の場合における不妊治療休暇を受けるとき。

第二十三条第三項中「添付し、又は提示」を、「同項第十三号の休暇を受けようとする場合はポランティア活動計画書を、同項第十四号の休暇を受けようとする場合は骨髄移植又は末梢血幹細胞移植に係る登録を実施する者の登録のための呼出しの通知又は登録通知の写しを提出（特定職員にあつては、添付）」に改め、同条第四項中「産前産後休暇届（第七号様式の四）」の下に「（指定職員にあつては、庶務システムに休暇の期間その他所要事項を入力すること）」を、「添付」の下に「（指定職員にあつては、提出）」を加え、同条第六項中「通勤緩和休暇届（第七号様式の五）」の下に「（指定職員にあつては、庶務システムに「育児休暇届（第七号様式の六）」の下に「（指定職員にあつては、庶務システムに「育児休暇に係る子の氏名その他所要事項を入力すること）」を加え、同条第九項中「介護休暇届（第八号様式）」の下に「（指定職員にあつては、庶務システムに介護休暇に係る要介護者の氏名その他所要事項を入力すること）」を加え、同条第十項中「介護時間願（第八号様式の二）」の下に「（指定職員にあつては、庶務システムに介護時間に係る要介護者の氏名その他所要事項を入力すること）」を加える。

第三十三条第二項に次のただし書を加える。
ただし、指定職員にあつては、庶務システムに発令年月日その他所要事項を入力することにより、校長に届け出なければならない。

第三十四条の二に次のただし書を加える。
ただし、指定職員にあつては、赴任により住所を変更したときを含め、庶務システムに変更後の住所その他所要事項を入力することにより、校長に届け出なければならない。

第七号様式の三中「生種本票」を「生種本票（口印本票）」に改め、「捺印本票」の次に「不印本票（生種本票）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
(高校教育課)

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会文書等管理規則第十九号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則（平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「他の地方公共団体」を「国又は他の地方公共団体」に改め、「並びに発信者名が教育委員会名であるもの」を削り、同項第三号中「発信者名が教育委員会名以外である」を削る。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第10号

教 育 庁
教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第六条中「職員」を「この訓令の規定による服務に関する手続を庶務システム（電子計算機を利用して職員の給与、旅費、服務、福利厚生等に係る事務の処理及び管理を行う情報処理のシステムであって教育長が指定したものをいう。以下同じ。）を利用して行うことを教育長が指定する職員以外の職員（以下「特定職員」という。）」に改める。

第八条第一項中「年次有給休暇届（様式第三号）」を「庶務システムに年次有給休暇の期間その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、年次有給休暇届（様式第三号）」に改め、同条第二項中「休暇（欠勤）願（様式第五号）」を「庶務システムに休暇の期間その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、休暇（欠勤）願（様式第五号）」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 規則第十三条第十三号の二の場合における不妊治療休暇を受けるとき。

第八条第三項中「添付し、又は提示」を「同項第十三号の休暇を受けようとする場合はポランテア活動計画書を、同項第十四号の休暇を受けようとする場合は骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録を実施する者の登録のための呼出しの通知又は登録通知の写しを提出（特定職員にあつては、添付）」に改め、同条第四項中「産前産後休暇届（様式第六号）」を「庶務システムに産前産後休暇の期間その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、産前産後休暇届（様式第六号）」に、「添付」を「提出（特定職員にあつては、添付）」に改め、同条第六項中「通勤緩和休暇届（様式第八号）」を「庶務システムに出産予定日その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、通勤緩和休暇届（様式第八号）」に改め、同条第七項中「育児休暇届（様式第九号）」を「庶務システムに育児休暇に係る子の氏名その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、育児休暇届（様式第九号）」に改め、同条第八項中「育児休暇届（様式第九号）」を「庶務システムに育児休暇に係る子の氏名その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、育児休暇届（様式第九号）」に改め、同条第九項中「介護休暇届（様式第十号）」を「庶務システムに介護休暇に係る要介護者の氏名に改め、同条第十項中「介護時間届（様式第十号の二）」を「庶務システムに介護時間に係る要介護者の氏名その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、介護時間届（様式第十号の二）」に改める。

第九条第一項中「超過勤務命令簿（様式第十一号）」を「庶務システムを利用すること（特定職員にあつては、超過勤務命令簿（様式第十一号）」に改め、同条第二項中「管理職員特別勤務命令簿（様式第十二号）」を「庶務システムを利用すること（特定職員にあつては、管理職員特別勤務命令簿（様式第十二号）」に改める。

第十四条第三項中「着任届（様式第十六号）」を「庶務システムに発令年月日その他所要事項を入力すること（庶務システムの利用に支障があることその他の理由によりその所属長が特に必要と認める職員にあつては、着任届（様式第十六号）」により、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第十六条中「（赴任により住所を変更したときを除く。）」を削り、「住所変更届（様式第十九号）」を「庶務システムに変更後の住所その他所要事項を入力すること（庶務システムの利用に支障があることその他の理由によりその所属長が特に必要と認める職員にあつては、住所変更届（様式第十九号）」により、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

様式第五号中「申請書」を「申請書（申請書）」に改め、「申請書」の次に「（様式第五号）」を加える。

第十六号様式を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和四年一月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育庁等服務規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(教育総務課)

福島県教育委員会訓令第十一号

教 育 庁

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

福島県教育委員会

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

教育庁職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(平成二十六年福島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「簿冊」の下に「(福島県教育庁等服務規程第六条の特定職員以外の駐在員にあつては第一号に掲げる簿冊を除く。)」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。

(教育総務課)